

	対象者	事業名	経緯・内容
1	妊婦 ※自宅又は里帰り先から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦	【新規】 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	国は妊婦の居住地に関わらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療保健サービスが受けられる環境を実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する妊婦に対し、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び出産までの間分娩施設の近くで待機するための宿泊施設の宿泊費を一部助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的として創設。
2	乳幼児	【新規】 親子関係形成支援事業	国は市町村における子育て家庭への支援の充実を図るため、「家庭支援事業」を拡充し、当該事業を新たに創設。親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。講義、グループワーク、ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ。
3	幼児	【拡充】 こども園等幼児コースの降園時間の延長	こども園で保護者を対象に実施したアンケート（令和5年11月）やネウボラ会議で、こども園等の幼児コースの降園時間の見直しを求める意見が多かったことから、幼児コースの降園時間を14時から15時へ延長する。
4	乳児から小学生	【拡充】 ファミリー・サポート・センター事業の援助活動費の見直し	保護者が所用により子どもを一時的に預かってほしい場合の利用ニーズが増えているが、対応する援助会員の不足が課題となっている。安定した援助会員の確保のため、援助活動費を通常活動費700円/時間を最低賃金程度へ見直す。